

令和 8 年 4 月 1 日

能代市住宅リフォーム支援事業（災害復旧）の運用について

◆ 本制度の利用について

住宅リフォーム支援事業において、下記の条件を満たす場合は、過去の利用実績にかかわらず、再度利用することが可能です。

【対象条件】

1. 令和7年度の大雪による被害
2. 罹災証明が交付された住戸（車庫、倉庫含む）等
※住戸の罹災証明が交付された場合、付属する車庫、倉庫も対象
3. その他の条件は、住宅リフォーム支援事業の通常の運用に準ずる

◆ 秋田県補助制度との併用について

同一のリフォーム工事について、秋田県が実施する補助制度との併用が可能です。

◎秋田県補助制度の概要

秋田県では、通常、子育て世帯、移住・定住、断熱・省エネ改修等を対象としたリフォーム推進事業を実施していますが、大雪の被害に伴い、災害復旧を対象とした支援制度を実施しています。

対象災害：令和7年11月1日から令和8年3月31日までに発生した大雪

対象地域：災害対策本部が設置された、または災害救助法が適用された市町村

対象被害：大雪による住家被害

受付期間：令和8年2月6日～令和9年3月12日（完了実績報告期限）

※受付期間については、変更となる場合があります。

対象者：被災住宅の所有者等

対象工事：次のすべてを満たす工事

- ①大雪に起因する被害箇所の原形復旧を目的とする工事
- ②県内に本店を有する建設業者等と工事請負契約を締結するもの
- ③補助対象工事費が50万円以上（消費税含む）

補助額：補助対象工事費の10%、最大8万円